

# 北海道紋別養護学校いじめ防止基本方針

## 1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ児童生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、児童生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### （3）いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

いじめは、「いじめられる児童生徒」、「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら児童生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

#### ② いじめの動機（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

### （4）いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### （1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

### （2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

## 別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

### 4 いじめの予防

#### (1) 学業指導の充実

- ・一人一人の障がいの状態、特性に配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・児童生徒会活動等における望ましい人間関係づくりの活動

#### (3) 教育相談の充実

- ・保護者面談の定期的実施（5月、10月、2月）

#### (4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚と研修会等の開催

#### (5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

### 5 いじめの早期発見

#### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

#### (2) いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒のサイン

別紙3

#### (3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

#### (4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知

#### (5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（6月、10月）

#### (6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

### 6 いじめへの対応

#### (1) 児童生徒への対応

##### ① いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

##### ② いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面

を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられている児童生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える

#### (2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### (3) 保護者への対応

##### ① いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

##### ② いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する
- ・ 行動が変わるためには保護者の協力が必要である

##### ③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関を連携し解決を目指す

#### (4) 関係機関との連携

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

##### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係機関との連携

- ・ 家庭での養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

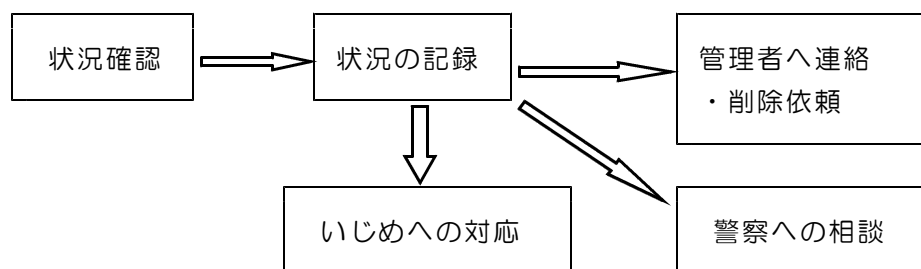
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
  - ・フィルタリング
  - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
  - 「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ② 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、オホーツク支援チーム員の支援を得て解決にあたる。